

プロチオホス及びプロパニルの食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

1. プロチオホス（農薬）
2. プロパニル（農薬）

プロチオホス

1. 今回の諮問の経緯

・平成30年3月7日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成25年6月11日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	プロチオホス(Prothiofos)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	本剤は有機リン系殺虫剤である。経口的に害虫体内に取り込まれ、コリンエステラーゼを阻害することで殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:大豆、ばれいしょ等 今回、ねぎ、らっきょうへの適用拡大申請 使用方法:散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米 国 基 準、カナダ基準、EU 基 準 :基準なし ニューゼーランド基準:ぶどう、仁果類 豪 州 基 準:バナナ、なし、あぶらな科葉菜類等
食品安全委員会での評価等	初回	

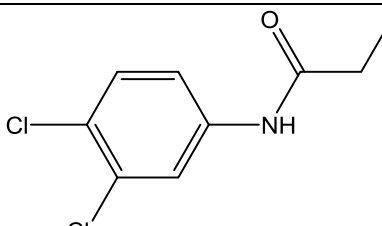
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プロパニル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年10月4日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく農薬登録申請」に伴う基準値設定要請及び「魚介類」への基準値設定要請を受理
- ・「ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し」

2. 評価依頼物質の概要

名称	プロパニル(Propanil)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	主として植物の光合成を阻害し除草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。 今回、直播水稲への新規登録申請 使用方法: 茎葉散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米 国 基 準: 乳、卵、畜産物等 E U 基 準: かんきつ類、仁果類等 豪 州 基 準: 米、乳、畜産物等 カナダ基準、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議